

委員会提出議案第7号

専決処分事項の指定についての一部改正について

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）の一部を次のように改正する。

令和2年9月24日

東広島市議会議長 乗越耕司 様

提出者 東広島市議会議会運営委員会
委員長 石原賢治

本則に次の2号を加える。

- (3) 法律又は法律に基づく命令（告示を含む。以下「法令」という。）の改正又は廃止に伴い、当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定の整理（当該規定の整理に合わせて行う字句の修正であって、当該規定の趣旨を変更しない範囲内においてするものを含む。）を行うため、条例を改正すること。
- (4) 住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）の規定に基づく住居表示の実施、地方自治法第260条第1項の規定による処分又は土地の表示に関する登記に伴い、市の行政機関若しくは公の施設の位置の表示又は行政機関の所管する区域その他の区域の名称が変更された場合に、当該変更に対応するため、関係条例を改正すること。

(提案理由)

市長において専決処分することができる事項を追加するため、この案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。